

2021年12月22日

九州電力株式会社

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う電気料金・ガス料金の特別措置を拡大します

— 電気料金・ガス料金の支払期日を延長 —

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響で料金のお支払いにお困りの方からお申し出があった場合は、料金の支払期日を延長する等の対応を行っております。

(2020年3月19日、4月24日、5月13日、6月24日、7月20日、8月6日、9月2日、10月14日、11月18日、12月21日、2021年1月22日、2月24日、3月15日、4月23日、5月12日、6月14日、7月15日、8月23日、9月16日、10月22日および11月26日お知らせ済み)

現在、国や地方自治体を中心に、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況ですが、新型コロナウイルス感染症による影響が依然として継続している状況を踏まえ、以下のとおり、特別措置を拡大することとしましたので、お知らせいたします。

なお、本特別措置の実施にあたり、2021年12月16日に「特定小売供給約款以外の供給条件」を経済産業大臣に申請し、12月21日、認可を受けました。

1. 特別措置の対象

新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に料金のお支払いが困難となったお客さま

2. 特別措置の内容

電気料金・ガス料金の支払期日を、以下のとおり延長します。

2020年 3月分から2021年9月分料金	: 5か月間延長
2021年 10月分料金	: 4か月間延長
2021年 11月分料金	: 3か月間延長
2021年 12月分料金	: 2か月間延長
2022年 1月分料金	: 1か月間延長

※ 2020年3月分料金は、検針日が2020年3月19日以降のものに限ります。

3. 特別措置のお申込み方法

当社営業所まで、お電話にてお申込みください。

※ 営業所のお問合せ先は、別紙を参照ください。

以上